○近畿地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成五年建設省告示第百六十三号東部大阪都市計画道路事業三・五・二百二十七―三十七号大阪瓢箪山線

三　事業施行期間　自平成五年二月四日至平成三十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十八年近畿地方整備局告示第五号大阪都市計画緑地事業第三号久宝寺緑地

三　事業施行期間　自平成十八年一月十二日至平成三十四年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十四年建設省告示第二百四十四号阪神間都市計画及び神戸国際港都建設計画下水道事業武庫川上流流域下水道

三　事業施行期間　自昭和五十四年二月二十六日至平成三十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　変更なし

○近畿地方整備局告示第三十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十七日

近畿地方整備局長　池田　豊人

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二十四号	岩出市根来字根来二〇一四番一から和歌山市弘西字丸山一三〇五番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	近畿地方整備局及び同局和歌山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年三月十八日十六時

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十七日

四国地方整備局長　名波　義昭

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十五号及び百九十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長	備考
阿南市西路見町江川七〇番一から同市福井町日の地三八〇番五まで	前 A	七・五五～六四・〇〇（メートル）一八・六八二（キロメートル）	上記A・B・C・D及びEは関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	二五・三二～二一五・一四 三・六三二	
	C・D	一二・六四～一〇五・一〇〇 六・二七二	
	後 A	七・五五～六四・〇〇 一八・六八二	
	B	二五・三二～二一五・一四 三・六三二	
	C・D	一二・六四～一二九・九五 一四・七九八	
	E		

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○九州地方整備局告示第六十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
うきは市浮羽町山北字尾上六二三番三から同市浮羽町山北字尾上六二一番一まで	前	一八・七〇～九〇・〇〇（メートル）〇〇・一〇五（キロメートル）
	後	一八・五〇～一〇一・一五 〇〇・一〇五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○九州地方整備局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年三月十七日

九州地方整備局長　小平田浩司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
山鹿市南島字西原一二一七番一から同市南島字赤根九四五番三まで	前	一二・三〇～三一・六〇（メートル）〇〇・二五五（キロメートル）
	後	一一・六〇～三二・〇〇 〇〇・二五五

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所